

取 扱 基 準

名 称	精神障がい者地域生活支援施設補助金
補助区分	運営費補助 ☒ 事業費補助 ☐
補助金の概要	精神障がい者に対し、日常生活や社会生活を営む上での援助、社会適応性や生活技術を習得できるように集団・個別指導を行うとともに、再発防止と病状の安定を図り、社会復帰を促進し、精神的健康に寄与する生活支援施設の運営費に対し、補助金を交付する。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	開催日 26日
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	新津精神保健福祉ボランティア ひだまり
補助対象経費の内容	職員報酬、需用費、役務費、旅費、備品購入費、土地・建物使用料
補助額 及びその算定方法 又は補助率	<算定方法> 新潟市精神障がい者地域生活支援施設事業補助基準により算定。各々の補助基準額（※）と補助対象経費の実支出額と比較して、いずれか低い方の額を合算（実行補助率は実際の申請により決定するため未定）。 ※補助基準額＝施設長俸給基準額＋指導員俸給基準額＋土地・建物使用料
	<補助額が5万円未満、又は補助率（実行補助率を含む）が1/2を超える場合の理由> 精神障がい者地域生活支援施設は、精神障がい者の社会適応性や生活技術の取得に寄与しており、本市において非常に有益であるため。
開始時期	令和 5年 4月 1日
評価の時期	令和 7年 9月30日
終 期	令和 8年 3月31日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助事業を受けていることを記載する。
	〔媒体〕 チラシ
担当部署	保健衛生部 こころの健康センター 電 話 025-232-5580 e-mail kokoro@city.niigata.lg.jp